
令和7年度第3回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和7年度第3回(通算51回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和7年12月17日(水) 午後6時30分～午後7時35分

[開催場所] 北とぴあ14階スカイホール

[次第]

1 開会

2 議事

子ども・子育て施策等に関する報告事項

(1) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

(2) 子どもの権利に関する取組について

(3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の代用計画について

(4) 児童相談所等複合施設開設に向けたスケジュールの見直しについて

3 その他

4 閉会

[出席者]

石黒万里子	会長	平野 順子	副会長	柴崎 湊斗	委員
末延 瞳	委員	鈴木 智子	委員	野口 雄基	委員
我妻 澄江	委員	田邊 茂	委員	長谷川伸城	委員
宮田 理英	委員	室 弘志	委員	久慈 良智	委員
古池 雪恵	委員	齋藤 真弓	委員	高沢ゆみか	委員
田窪 和美	委員	柳沼 智宏	委員		

[配布資料]

資料1	私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について
資料2	子どもの権利に関する取組について
資料3	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の代用計画について
資料4	児童相談所等複合施設開設に向けたスケジュールの見直しについて
参考資料	

【会長】

定刻になりましたので、令和7年度第3回、通算51回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。年の瀬も近づきまして、寒さも本当に厳しくなる中ではありますが、こうして多くの委員の皆様にお集まりいただきまして、心より感謝を申し上げます。

今年も子どもたちの健やかな成長と子育て家庭の支援において、様々な取組が行われてまいりました。皆様の日頃からのご協力とご尽力に改めて深くお礼申し上げます。

子どもたち一人一人、そして日々、子育てに励んでおられる家庭の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、本日も皆様から活発なご意見をいただければと思っています。

それでは、本日の会議が実り多いものとなりますよう、皆様のご協力を賜りながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日の出欠状況の報告と本日の配付の資料の確認をします。

まず、本日の出席者17名、欠席者2名ですので、子ども・子育て会議の定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

続きまして本日の資料、配付資料の確認をします。

事前送付資料ですが、上に令和7年度第3回北区子ども・子育て会議次第と書いてあるホチキス留めの資料です。それから参考資料、同じくホチキス留めの資料です。それから、本日、当日配付資料ということで、左上に当日差し替え資料と書かせていただいています、右のほうに資料2別紙と書かれている資料です。

それからチラシですけれども、もう一つの卒業式と、北区教育総合相談センターから配布した資料で、本日最後にご報告させていただく資料となっています。

ここまでで、資料の不足等あればお知らせいただけますでしょうか。

それから本日は、子ども・子育て支援総合計画2024等の計画冊子をお持ちいただくようご案内していますが、お忘れの方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

それでは、事務局からは以上です。

【会長】

それでは、次第の2、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、(1)私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、お配りの資料をおめぐりいただきまして、3ページ、資料1をお願いいたします。資料1です、3ページです。

私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行についてということで、西ヶ原4丁目にあります私立の檜の木幼稚園ですが、建物の老朽化ということ、それとまた、今後の運営方針ということで、変更ということで、認定こども園にしようということの報告です。

2番目に、檜の木幼稚園の概要が書いています。西ヶ原四丁目に設置をされていまして、昭和30年に認可をしたというところで、古い幼稚園です。

現在の認可定員はこちらにお示しのとおりになってございますが、実際的人数はもう少し少なくなっています。

令和7年度中に認可定員を減らしていくということ、実態に合わせていくということになっていきます。預かり時間等はお示しのとおりです。

3番目ですが、認定こども園に移行するというので、あと、併せて改築を行っていくということで、建物をお示しのような軽量鉄骨3階建ての建物に変えるということと、利用定員を1号認定、2号認定、認定こども園ですので、このような形で定員を変えていくということになります。

お進みいただきまして4ページになりますが、教育時間というところでは、1号認定、2号認定、それぞれありまして、いわゆる1号認定が幼稚園部分、そして2号認定が保育園部分というような理解でよろしいかと思えます。

今後の予定ということですが、年が明けまして令和8年の4月に、園舎の建て替えの着工をするんですが、その間、教育を行う場所ということで、滝野川第三小学校の敷地内にあります、たきさん幼稚園、現在は休園中になってはいますが、こちらを借りる形で、そちらで教育を行うと。その間に、現在の土地で建て替えを行いまして、9年の4月からは、新年度に認定こども園として、また園舎が戻りまして、そちらの新しい園舎で運営を開始していくという流れになっています。

1つ目は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

よろしいですか。こちらは、定員を大幅に減らす計画ということですが、今、在籍していらっしゃる園児さんたちが通えなくなるようなことは、心配いらぬということでしょうか。お願いいたします。

【事務局】

事務局です。

基本的にはそのままスライドしていくイメージですが、ちなみに5月1日付の人数ですが、3歳児が5人、15人、4歳児が10人、5歳児が14人、計44名という、大変少なくなったという状況です。

【会長】

分かりました、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、(2)子どもの権利に関する取組について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料、進んでいただきまして5ページ、資料の2と、本日、机の上に配付をさせていただきます当日差し替え資料の別紙2と併せてご覧ください。

この間、子どもの権利と幸せに関する条例の取組を進めているところですが、その報告をするものです。

大きな2番目で活動というところで、これは横の別紙と併せてご覧いただければと思うのですが、8月29日に子どもの権利委員会として、区長に提言をした、提言というのは、こういう方向で進めてほしいとか、こういった形の改善をしてほしいという趣旨での提言です。差し替え資料の1ページ、通しページ6ページですが、一番最初のページに提言式の様子です。子ども委員と委員、大人ですが、おりまして、区長に提言書を、この右上にある区長と子ども委員がお互いに持っている提言書、これがおめくりいただきまして7ページ、これがその内容になっています。

特に今回の提言では、子どもの権利と幸せに関する条例、子どもの権利、条例、両方もより広く知ってほしいというところがこの提言の主な内容でして、細かく書いてありますが、なかなか知られていないという一方で、学ぶ機会も少ないのではないとか、大人への普及、そういったところの課題について提案をしていただいたというものです。

提案の中の内容としましては、6ページのほうに参りますが北区ニュース等を積極的に活用してほしいということで、北区ニュース、意外と読んでいるよということも含めての話題になったと。それから区民まつりですとか、そういうイベントでもっとPRをしてはどうかというところ。それと、大人が、例えば、子どもがお話をするだけではなくて、子どもから子どもへ伝えてはどうかというのは、まさに子ども委員の視点ではあるんですが、例えば、中学生が小学生のほうに教えるとか、伝える場を設けてはどうか。それから、生徒会長会や授業等で、子どもたちが主体的に学べるようにというふうにしてほしいというところです。そのほか、幅広い世代への対象ということでは、広げていくためのイベントをいろいろ開いてほしいということ、そういったところが書いてございまして、そういった提言を区長にしたということになります。

この席では、ここには書いてございませんが、区長のほうから提言を受け止めた上で、PRをしていく事業については、可能な限り予算化をするということを明言しまして、現在、予算要求を私どものほうでもしているという状況です。

A4縦の5ページのほうにお戻りいただきまして、3番に普及啓発に対する取組とありまして、(1)から(4)まであります。

(1)の区民まつりへの出店というところでは、横のカラー紙のほうの8ページの、この提言の中で、区民まつりなどでやってほしいと、やるべきだという意見もありましたので、時間のない中ではありますが、こういった取組をしました。子どもの権利を知ってほしいということで、子どもの権利の木ということで、子どもの思いを付箋に書いて、この木に貼っていくというところ、97人の子どもの声が集まったということです。併せてハンドブックですとか、普及啓発のチラシを配布するようなこともさせていただきます、この席では、このブースでは、子ども委員、中学生の子ども委員も一緒に、その日に手伝いに来てくれたというところで、PRを一緒にしたというものです。

それから、(2)北区ニュースでの広報というところでは、横のカラー資料ですと9ペー

ジに11月1日号に、このような形で掲載をしています。

併せて(3)番の、中央図書館と連携した取組というところでは、図書館のほうで、パネル等も含めた展示、それから冊子、ハンドブックの配布と、併せて子どもの権利に関する図書の展示というのを行いまして、広く関心を持ってもらえるように努めたところです。

それと、カラー資料10ページ、これが、こちらも中央図書館で実施をしたんですが、子どもの権利について学ぶボードゲームというのがございまして、これをぜひ体験をして親しんでもらおうと、知ってもらおうという、こういう取組もしたところです。これ20名、25名程度のご参加をいただいたというところです。

また、A4縦のほうに戻りまして、5ページの(4)番です。子どもの権利に関する出前講座ということで、やはり普及啓発、それから関係者等との協力を推進ということを目的としまして、子どもの権利擁護委員、北区は2人ですけれども、そのうちの1名を講師として出前講座を今年度から開始をしているところで、今のところ3団体のグループに対して実施をしたところです。

以上、これまでの取組についてご説明をさせていただきました。

【会長】

ありがとうございます。それでは皆様から何かご意見等いかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

今、ご説明いただいた子どもの権利委員会から区長へ提言について、家庭に持ち帰ることができる条例ハンドブックを全児童・生徒に配布することで、親子で話すきっかけをつくるなど、前回、この場に出した意見が見受けられて、同じような気持ちなんだなと思いました。重ねて、こうしたことをお願いしたいと思います。

また、子どもが主体となった取組の①と②など、とても主体的ですばらしいと思いました。ただ、会員からは、子どもの権利委員会は、そもそも子どもの権利に関する施策についての検証、区が策定する子ども・子育て支援に関する計画のうち、子どもの権利に関するもの等についての調査及び審議等を行うところであり、それについて知りたいという意見がありました。

また、子どもの権利委員会では、11月に子どもたちにアンケートを行うと聞いていますが、そのことについて知りたいという意見がありました。

同じく、担当課の皆様による区民まつりや中央図書館での子どもの権利に関するお勧め図書の展示、北区ニュース1面での特集など、2年目にして、広報活動が大分充実されたと感じています。

会員からは、中央図書館の展示はとてもよかったので、これからも常設で行ってほしい。また、赤羽地域などの区民がなかなか中央図書館にまで足を運ばない。中央図書館との連携した取組で、地区館でもやってほしいという要望が出ていました。

(3)の②。地域で子ども支援の活動をしているんですが、子ども食堂に来ている子どもたちが、スタッフと一緒に子どもの権利についてのボードゲーム、「なんでやねん！すごろく」に参加して、イラストも子どもならではのユニークなもので、なかなかいいなと感

じたもので、小学生の学習支援をしているんですが、来月そこで、これを体験させてほしいをお願いをしているところです。

また会員からは、今後、学童やわくわく児童館、学校などでもこのボードゲームがやれると、条例についてもっと親しんでもらえるのではないかという意見が寄せられました。

3の(4)の子どもの権利に関する出前講座は、先月、私どもの学習会に来ていただいて、会員が学ぶ機会になりました。子どもの権利擁護委員の方の豊富な経験から、会員から出た様々な質問に答えていただいて、とても好評でした。

今年度、3団体・グループの実施というのは、本当に少なくともったいなと思います。会員からは、11月1日号の北区ニュースで紹介されるとよかったのではないかと、もっとこのことを知ってもらえれば、学習会、出前授業を申し込む団体が増えるのではないかという意見が出ました。私は、この事業を北区子ども食堂ネットワークの会議で知ったのですが、ほかの方たちは、ホームページを見に行かないとなかなか知る機会がないので、非常に残念だと思います。以上です。

【会長】

はい、ありがとうございます。

事務局からお願いいたします。

【事務局】

順番が前後するんですが、まず、子どもの権利委員会、施策の評価等をするということで、これについては、子どもの権利委員会でこれから何について評価をするかというのを今、絞っていくというのが、次のステージになっていくのかなと事務局としては認識をしているところです。

それとアンケートについては、11月末までということで、小学校5年生、中学校2年生に、子どもの権利に関するアンケートを行ったところです。少し集まりがもう少し欲しいというところがあって、少し期間を延ばしまして、12月の頭ぐらいまで延ばしてやって、現在、これから集計を進めていくというところになっています。

それと、図書館での事業、確かに赤羽地区、それから滝野川地区も含めて、全区的にエリアへ、広くできるような展開の仕方については、もう少し考えていければと思っています。

あと、ボードゲームの話もいただきましたが、確かに学童クラブですとかわくわく、学校の授業かどうかは別としても、例えば学校、そういったところでの展開については、今後、関係課と調整をしていければと思っています。

それと、出前講座の周知については、若干また至らなかつたところもあるかなと思いますので、そこについては、より周知が図れるように努めてまいりたいと思っています。

以上です。

【会長】

はい、委員、それでよろしいですか。

【委員】

はい、結構です。

【会長】

はい、ありがとうございました。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。
委員、お願いいたします。

【委員】

ふるさとの区民まつりの展示ブースについて、2点質問がございます。

まず1つ目が、97件の子どもの意見が集まったということなんですが、そちら、なかなか恐らくばらばらな回答だと思うんですが、その回答が定量的、定性的な傾向みたいなものがあつたりしたのかという点と、あと、そういった結果を踏まえて、何か施策のほうにこれを加えてみようかみたいな形で、サービスに移す予定だったりとか、もう既に移されたことがあるかなということについて、お聞かせ願えますでしょうか。

【会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

こちらについては、子どもたちの権利に関わると言いながら、自由な思い、考えを書いていたので、なかなかいろいろなジャンルというか思いを書いていたので、偏りというところの分析には至らないものかなと思っていますが、そういった中で、例えば、家族が仲よくしたいとか、そういういろいろな権利に関わる思いが入っているところでは、幾つか気になるものもあつたりはしましたので、具体的にこれを次の施策というところにはないんですが、まずはこの書くことによって、子どもの権利って何という、そこに引っかけたいという思いで、今回、このような事業をやらせていただきました。

【会長】

委員、それでよろしいですか。

【委員】

はい、ありがとうございます。今、集計しているアンケートもそうだと思うのですが、何かそういった回答をもって、じゃあ、それを反映してこれをやりましたみたいなことが子どもたちに伝わると、知るだけではなくて、さらに自分から能動的に動きやすくなるかなと思つたので、感想として入れさせていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょう。
委員、お願いいたします。

【委員】

今回、こちらの活動、とてもいい取組をしているなというふうに思いました。その中で1点、気になったのが、このお写真に載っている子どもたちだったり、この活動に参加している子どもたちというのは、やはりみんな外に出られて、自身で発言ができる大多数の子どもたちなのかなというふうに思ったのですが、そこで気になったのは、少数派の子どもたち、不登校でなかなか外に出られなくて、本当は問題を抱えているのにそれを発信できない子どもたち、あと、支援学級とかに行っていて、少し障害を持っていたり、何か病気を抱えていたりという、または、日本で生まれていない外国籍の子だったり、日本語が上手じゃないと子どもとか、その少数派の子どもたち、本当は丁寧なケア人一倍してあげないといけない子どもたちの意見というのは、なかなかすくえていないのかなと思いました。前回、会議のときに不登校の子たちが行く場所があるとか、そういうところでぜひともヒアリング活動をしていって、みんなをどういうふうにしてあげたらもっとよりよくなるのだろうと考えることが必要だと思います。もちろん手間もかかると思うのですが、少数派の子たちを、積極的に拾ってあげるという活動もぜひしていただけたら、もっといい活動になるのかなと思いました。

【会長】

はい、事務局、お願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。確かに、少数派というか、なかなか声が上げにくい子、こっちから聞きに行くみたいな、そういう姿勢は必要かなと思っていて、なかなかマンパワーも含めて難しいところもあるのですが、そうは言っても、そういったところの意見を吸い上げていくというのは、これはこども委員からもやっぱり一部、出ているところがありましたので、そこについては、またこれから取組の中で、そういう視点を持って進めていければと思っています。

【委員】

ぜひとも取り組んでいただけるとありがたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

【委員】

報告を聞いていて、2点、疑問を持った点があるので教えてください。

1点目が、取組の内容は、基本的に普及啓発だと思うのですが、今回のこの取組の背景、国の施策というのを勉強がてら私も調べたのですが、なぜ、その施策がなされたかという、子どもたちがもっと主役になって、意見を取り入れられる北区ということだったと思うのですが、そうなったときに、もう別にこの条例自体を知ってもらわなくても、子ども

たちが何か実際になされる施策に対して意見を述べられたり、それが施策に反映されれば良いと思うのですが、この条例自体をやっぱり普及啓発することがまずは取っ掛かりやすいと感じるようなのか分からないんですけど、ここにまず、なぜ取り組んだのかなというところが疑問と、せっかくなのでアイデアとしてお伝えしたいなと思ったのは、先ほど言ったように、別にこの条例自体を知ってもらうのではなくて、何か実際の施策を意思決定する際に、最低限、子どもの意見を集めた上で、何か意思決定がなされるとか、北区としてはそういう形での条例への取組ができるとよりいいなと、個人的には思ったので、一つ意見として挙げさせていただきます。

【会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

まず、子どもの権利を、条例をとということなんですが、なぜ、子どもの権利って言って、分からない、何が大切にされているのか自分たちも分からない、何を、権利というのは、損なわれてからこそその分かる権利というのがやっぱりあるので、それはやはり権利というのをまず知ってもらう。そのためにこの条例を知ってもらうというのが、まず基礎にあるのかなというのが、私たちの区のほうの考え方です。

そうじゃなくて、もう意見を取り込めばというお話をいただいて、まさにそれはもう区も、この1年で大分力を入れてきた取組で、例えば、教育委員会で言いますけど、部活動の外部委託をするに当たっての意見聴取を中学生にしていること、それから、変わった、公園の在り方でもそうですし、まちの計画を作るときの意見聴取なんかもしてまして、実は全庁でこの令和6年に制定して、今年に、今、2年度目なんですが、6年度の施行から、極めに多くの区の所管課で意見聴取、アンケートを含めてやっているというところになっていますので、これについては、引き続き区のどの所管課、どの課であっても意識できるようにというところが、大分浸透はしてきたのかなとは思っているのですが、引き続きそれに努めてまいりたいと思っています。

【会長】

委員、それでよろしいですか。

【委員】

ありがとうございます。すみません、ここに記載があるのが全てと思ってしまったんですが、分かりました。

もう1点、伺いたいです。先ほどのいろいろなイベントの中でも、委員からもご質問があったように、フリートークとかフリーテーマだと思うのですが、特別にテーマを設けたほうが、子どもたちも実際、何を言ったらいいか難しい部分もあるかなと思ったりしたので、何かテーマを絞るというようなアイデアもあり得るかなと思ったんですけど、そういったイベントのやり方とかはいかがでしょう。

【会長】

はい、お願いいたします。

【事務局】

どちらもありかなとは思ってしまして、これ区の広聴の考え方も一緒なんですけど、こちらのほうでテーマを設定して、それで出したほうが多分、一番やりやすいやり方なのかなと思っています。それから、子どもたちにテーマを決めてもらうというやり方もあります。何に問題意識を持っているのかというのは、大人がなかなか分からないというところもあるので、そこで例えば意見を聞いていくというやり方もありますので、その辺はうまくミックスしながらやっていければと考えています。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

委員、お願いいたします。

【委員】

今、子どもの権利について、子どもが知る必要があるのか、教える必要があるのかというご意見があったのですが、子どもたち、自分の人権を侵害されている子が実はたくさんいるんですね。例えば、子ども食堂に集まってくる中で、実は虐待されているとか、ネグレクトでご飯もなかったり、いろいろ暴言とか暴力もありますし、管理、支配というような、学習虐待みたいなことをされている子もいて、そういう子たちの家庭って、ほかの家庭から比べても、やはり孤立しているんですね。そうすると、子どもたちって、自分の人権が侵害されていることに気がつかない。気がつかないと、ほかの家庭もそうなんだろうなと多分思っていて、そうするとSOSを出せないんですよ。

そういうことで、「子どもの権利ってこういうことがあるんだよ」って、去年の4月1日に、北区ニュースのトップページで、子どもの権利条例ができたといってかわいくまとめてくれたんですけど、それを子ども食堂の会場に貼って、子どもの権利ってこういうのがあるんだよと言いながら。中学生なんかは、うちの親から、自分はこのぐらい、この権利を侵害されているとか、話題になっていたりするんですね。小学生はそういうふうに話すのはなかなか難しいけれど、やはり自分の権利を知ることによってSOSを出せる。そうすると、今の状況から伝えた大人が助けに来てくれたりするんですよ。

毎週、子ども食堂をやっていますが、やってない曜日に、子どもから今日、お母さんが帰ってこなくてご飯がないという電話があったりすると、近くに住んでいるうちの会員がご飯を持っていきます、家までね。

なので、児童相談所に一時保護されたり、警察が来たり、そういう家庭も地域にはあって、それって、子ども食堂をしないと私たちも気がつかないんですよ。なので、やっぱり権利を知ることによって、その被害から逃れる、誰かが助けてくれる。それと、保護者の方もちゃんとそういうことを知ってほしいんですよ。自分が自分の子どもたちの権利を

侵害しているということ。大体話をすると、その保護者の方も実は昔、ちゃんと愛情をもらっていないとか、きちんと養育されてないことが多くて、保護者を一概に責められなくて、けど昔、その保護者の方も、自分もしかしたら親に人権を侵害されていたのかなと気がついてもらえると、考え方が多少変わるんじゃないかなと思うんですね。

なので、大勢の中に埋もれているそうした子どもたちのために、子どもの権利って必要、知ることが必要だし、例えば、人権擁護委員というのをやっていて、小学校から依頼があると、道徳の時間にそれを授業としてやりに行くんですが、いじめの問題も人権の侵害なんです。そういうことを、いじめも、自分の人権も大事だけど、別の人の人権も大事だということを繰り返し小学校の1年生ぐらいから、毎年のように人権の授業をしていくことで、少しずつ理解していく、そういう地道なことは必要かなと思います。

【会長】

今、ご意見をいただいたということによろしいですか。何かお返事はいかがですか。

【委員】

ありがとうございます。全ては私の周りでしか起こってないこと以上に、幅広い子どもたちというのを私はなかなか見る機会がないので、もちろん、そういった子どもたちに権利自体を知ってもらうという取組自体は、なくなったらいいとは、もちろん私も思っていないですし、引き続き、やっていただいたらいいなと思います。

一方、最初の目的として、国の、何でこういう条例が出たのかなということ自体に疑問を持って見ていたときに、施策に対して子どもたちの意見の反映をとというのが一番、私が気になった部分なので、それを実現するようになったときに、取組として一番効果的なものが啓蒙だけじゃ、そういう意味では普及啓蒙以上に、もっと子どもたちの意見を実際の施策に反映するような、ほかの取組もなされるといいなというふうに思いました。

【会長】

ありがとうございます。よろしいですか。

委員、お願いいたします。

【委員】

先ほど、わくわくだとか、わくわく以外にも小学校、またほかにも、ボードゲームを配布することも含めて検討をしているということがあったかというふうに思います。ぜひお願いしたいなというふうに思っています。

その上で、先ほど来からの意見でも出ているかと思うのですが、やはり子どもの権利というのは、子どもだけが知っていればいいだけではなくて、やはり大人側もきちっと認識していくということが大事なんじゃないかなと。幾ら子どもが権利があるというのを理解したとしても、権利だ権利だと言ったところで、大人のほうが理解していなければ、何をわがままなことを言っているのみたいな話になってしょうがないと思いますので、やはり大人側も知っていく機会というのはとても大事じゃないかなと。

そういう意味では一つの取っかかりとして、このボードゲームというのは面白いなとい

うふうに思っています、ぜひ例えば、余力があればでお願いでもあるんですが、ボードゲーム大人版みたいなものを作ってください、そういったものを例えばPTAのほうにも配布していただいて、PTAでも何か大人のほうも学ぶ機会みたいなものを作っていると、やはり双方向でしっかりと理解が深まっていくのではないかなというふうに思いましたので、ご検討いただければと思います、よろしくお願いします。

【会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

PTAに関しても、PTAというか、いわゆる大人のほうの普及啓発、理解促進というところでは、昨年、割と例えば、町会、青少年の地区、青少年に関する取組をやっている地区のほうに出向いて、それから小学校・中学校のPTA連合会のほうの研修でもそういった場を設けさせていただいて、まずは知ってもらおうというところは取組をしたところですが、確かに入れ替わり、メンバーの入れ替わり等もありますので、そういったところで末永くそういう取組を進めていかなければいけないかなと思っています。

ボードゲームは予算の都合もありますが、できるだけそういう楽しんでやってもらえるような取組というのは必要だと思っていますので、できるだけ実現できるように検討してまいりたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

先ほどの意見にもあったと思うんですが、子どもの権利に関しては、子ども自体が知るためには、ある程度その子ども向けの言葉で教えないと、子どもの理解は難しいという点もあって、その子ども理解が難しいのもあるんですが、特に実施したほうがいいと思うのは大人の理解のほうだと思っています、大人の理解がないと、子どもが、先ほど来、おっしゃられたように、主張したところで、それを保証、その意見を受け取って保証して、施策とかの決定に行動に移していくのは大人なので、大人の理解というのはより重要なのかというふうに考えています。

子どもの権利の木に関することなんですが、まちづくりであつたりとかに反映しているというのが伺ったんですが、学校に関してとか、保育園とか、あとは家族のことに関してとか、そういうことにテーマに設定したときは、子どもたちの意見というのは施策に反映しやすいのではないかとというふうに考えました。

質問としてさせていただきたいのは、今後、今までも子どもの意見というのを施策に反映する動きというのはやられているとは思いますが、今後より一層、施策について子どもの意見を反映していくために、北区としてどういった活動を行っていくのか、具体的にどういった手段を行っていくのかというのをお聞かせ願いたいです。

【会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。昨年度、6年度で20数件、いろいろなまちづくりのセッションであったり教育委員会であったり、私たち子どもセッションであったり、いろんなセッションで子どもの意見を施策に反映するアンケート等はやっていますので、大分浸透はしたかなと思いますが、またやり方、意見の聞き方というのはやはり工夫が必要になってくるので、最初の頃はどうしても、役所の大人ベースの資料になりがちなのを、大分この1年を経て、例えば動画を活用するようになってきたりですとか、分かりやすいキャラクターであるとか、そもそも言葉遣いそのものを変えています、そういったところをお互いの情報を共有しながら、そういうやり方があるんだなというのを庁内で共有しながら、子どもの意見の区の施策への反映というのには努めています、いま一度、そういったところを共通認識として見て行くようにしてまいりたいと考えています。

【会長】

ありがとうございます。委員、それでよろしいですか。

【委員】

ありがとうございます。今後もそういった活動が広まっていくことを願っています。

【会長】

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

資料にもありますように、子どもの権利委員会の区長への提言の中で、三つ目の子どもから子どもへ伝える場、中学生から小学生への子どもの権利が出前講座とありますが、北区の中には、義務教育学校、都の北学園が1年生9年生まで、合わせて1,000名以上の学校ですので、そういった中で、まず、教育委員会としてまずはアプローチしていただいて、やってみてはどうでしょうかという、校長先生を含めてのところをプッシュしていただければいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

【会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

確かに、義務教育学校は、そういったところの動きは割とやりやすいのかなというところ。それと、学校ファミリーという取組をやっています、中学校を核して小学校がとい

うところで、そういった関係性はできていると思いますので、そういったところも含めて取り組めるところから早めに、そして中身ができるだけ深くなるように取組を進めていければと思っていますので、そこは教育委員会と連携して進めたいと思います。

【委員】

はい、よろしく申し上げます。

【事務局】

義務教育学校に限らず、子どもの権利の意見表明権として、子どもが考えたことを、例えば学校経営の中に生かす例として、一番分かりやすいのは、多分校則だと思うんです。校則について大分子どもたちの意見を取り入れて、校則そのものを直していくということもやっていますし、例えば授業の作り方だったり、事業そのもの、学校を運営する中など、例えば学校行事とかも、結構子どもの意見も取り入れてやっていたりします。かしこまって、授業の枠組みの中でやるというやり方もありますし、そうではなくて、例えばホームルーム的な活動であったりとか、日々のやり取りの中で子どもの意見を取り入れていくということは教育委員会としてやっていますが、また、区長部局、特に子ども未来部と連携しながら、いろいろまた今日も意見をいただきましたので、例えば不登校の子たちが通っている場所で、意見を集めてみたらどうかという話なんかもいただきました。実際にそういう子って自己表現をするってなかなか難しいこともありますし、どういうやり方ができるのか、僕らも頑張ってやっていきたいと思っていますので、参考にさせていただければと思います。

【委員】

よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。ほかの委員の方から何かコメント、ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。よろしいでしょうか。

それでは（3）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料3、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画について、ご説明をさせていただきます。

まず、項番1、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）ということですが、この概要です。

誰でも通園制度、資料では誰でも通園とか記載していますが、こちらは0歳6か月から満3歳未満の未就園児、いわゆる保育園等を利用していないお子様、未就園児です。こちらが保護者の就労等の有無にかかわらず、月10時間を上限に保育園等を利用できる国の制度に基づく北区の事業として、こちらの事業ですが、令和8年度から全国実施、本格実

施となるものです。

項番 2、北区の誰でも通園の現況です。

1 行目、北区におきましては、令和 8 年度の本格全国実施に向けまして、6 年度から試行的事業に参加をしているところ、そして 7 年度、今年度についても、8 年度全国実施に先駆けまして、引き続き実施をしているというところ です。

2 行目、また書きのところ です。こちらは、似たような制度になりますが、東京都の事業です。誰でも通園制度と、誰でも通園とは別に実施しています。こちらは、0 歳 8 か月から 2 歳児クラスの未就園児が、保護者の就労等の有無にかかわらず、複数月、かつ数週間で、こちらは 1 日最大 8 時間まで保育園等を利用できる、子育て応援モデル事業として北区は実施してございます。この二つが今、ございます。

その次の 4 行目、今回、東京都の制度改正についてがありまして、令和 8 年度からは、この東京都の制度、子育て応援モデル事業については、こちらは表面上、保護者、子どもが利用する際は、今と基本的には変わらない形。ただ運営費用、事業費用のいわゆる財源というところでは、東京都の事業、こちら、まずは国の事業、国からの補助等を活用して、その上でプラスの部分、上乘せと言っていますが、上乘せする事業として整理するというもので、今回、記載をさせていただきました。したがってなお書きのところ、8 年度以降についても、いわゆる区民、利用者から見ますと現在の誰でも通園制度、それから子育て応援モデル事業、実際、費用のところについては、誰でも通園、こちらも国の費用も充てた上で、東京都の上乗せ事業として実施していますが、この二つの制度が引き続き併存するというものです。

続いて 3、代用計画の趣旨、今回の趣旨です。

こちら、誰でも通園については、令和 8 年 4 月から、いわゆる本格実施に当たりましては、いわゆる公定価格に基づきます給付制度、乳児等のため支援給付ということで、新たな給付制度としてスタートするところ です。こちらの給付を受けるためには、第 3 期北区子ども・子育て支援事業計画、子子計画、本日冊子をお持ちかと思いますが、こちらの内容を変更する、またはこの変更が全体変更となってしまうところもございますので、難しい場合には代替措置として、今回お示しします代用計画を策定する、いずれかの対応が必要となるというものです。

北区におきましては、この代用計画のほうを単独で作成します。それで、本日、子子会議、本日の会議におきまして意見聴取をさせていただくというものです。

4 番で、代用計画の記載事項について、後ほど簡単にご説明しますが 2 点ございまして、1 つ目は体制に関する事項、もう一つは量の見込み、それから確保の内容、実施時期です。

ここで、お手元の子子計画、第 3 期北区子ども・子育て支援事業計画、こちらの 30 ページをご覧ください。

ページをめくって 30 ページに事業概要、それから今後の方向性というところは既にお示しをさせていただいているところ です。例えば、前後の前のページ、29 ページを見ていただきますと、こちらは別の事業、病児病後児保育事業の記載がございまして。こういった形で、下のところに量の見込み、確保の方策というものを、子子計画におきましてはそれぞれ記載しているところですが、この誰でも通園制度については、30 ページのところには、まだ量の見込み、この当時まだ、本格実施に向けてというところで、本格実施、準

備の段階というところがございましたので、量の見込みがなかったというところここが必要というところ。なので子子計画の改定、見直すのではなくて、今回はこれに代わる代替計画、代用計画を単独で作成するのでお示しするという位置づけです。

資料にお戻りいただきまして、今後の予定です。

令和7年12月、もう既に東京都にこの代用計画については協議を行ってございまして、また、第4回区議会定例会におきましては関連する条例、こちらを上程させていただきまして、議決を受けているというところですよ。

それから、年明けまして8年の1月になりましたら、本日いただきました意見を踏まえまして、代用計画を策定となります。それから、令和8年3月、こちらは計画では実施施設、実際にこの制度、誰でも通園を実施する保育園等の施設について、また改めて本会議において意見を伺いたいと思っております。

そして4月になりますと、全国的に実施というものです。

なお、この全国実施という言葉を使っていますが、例えば各市町村、北区で全ての園で実施する、保育園で実施するというわけではなくて、基本的にはどこかの施設で実施するという趣旨です。

これは、全国一律の基本的にはどこでもこういった制度を、こういったサービスを受けられる体制を国として構築する。例えば、里帰り出産とかをして、ご実家があるところに帰省しているときに、保育園に入園していない場合ですが、そういったところに地元で子育てをしている場合でも、近隣にこういった施設が、事業をやっているところがあれば、全国どこでも同じようなサービスが受けられる。そういった形で、月10時間というところも、北区の特性に応じてというよりは、全国どこでも実施できる、そういった基準、考えに基づいて国が設定しているというものですので、補足をさせていただきました。

おめくりいただきまして、資料12ページ目です。

ここからは代用計画の内容ですが、12ページ目におきましては記載事項というところで、簡単ではございますが、2行、書かせていただいています。少し堅苦しい言葉では書いていますが、簡単に言いますと、本事業については、満3歳未満の未就園児が対象ということですが、この誰でも通園、利用終了後は、引き続き満3歳以上、いわゆる幼稚園、認定こども園、保育所等、満3歳以上の教育保育を希望するお子様方が、継続的にそちらへの施設、サービスへの円滑な移行を支援していきますという考え方をお示ししているものです。

それから次のページ。

こちらが、先ほど少しお話しさせていただきました、いわゆる量の見込み、それから整備をどのようにしますと、定員等の話を記載しているものでございまして、13ページ目が北区全体、続いてその次は赤羽、王子、滝野川地区という形で記載をしているものです。こちらについては、国の定める算定方式に基づきまして、数字をはめ込んで算出しているものでございまして、就学前の児童生徒に対して、実際の対象となる児童数、それにこの利用率というのは既に北区で先行的に実施してございまして、こちらの実績から基づく利用率。それから利用者数を算出、そして必要受入れ時間数、それから一番下、時間数から実際の定員、一月当たりの定員を記載している、一応そういった形で利用、必要な必要数でこちらを算出したものをつけさせていただいているというものです。

本日いただく意見を踏まえまして、こちら、代用計画を策定して、令和8年度、しっかりと国の基準等に基づきまして、北区としても実施をしていきたいということです。
私からは以上です。よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から何かご意見等、いかがでしょうか。
委員、お願いいたします。

【委員】

この施策、とてもいい取組だと思いますが、恐らく施設側への負担というのはすごくかかるんだろうなというふうに思います。自分も子どもを預けている身ですが、毎日通っている子どもを見ることですら、今、保育士の方たちがすごく大変な中で、今度、不定期に、初めての子たちが来るというふうになると、通常通っている子たちへの保育に影響があるだとか、それに加えて新しい子たちへのケアにすごく時間がかかると思うんですね。施設側へのどういうふうにサポートしていくかというところは、具体的に決めていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】

この事業をまず、実施の方法を簡単にご説明して、大きく分けて二つございます。余裕活用型というものと、一般型という二つがございます。余裕活用型、簡単に言うと、例えば0歳、定員が10名、通常の保育で、園運営の中で定員が10名で、2名定員が割れている、欠員がある。そうするとその2名を、今回のこの誰通の制度の枠として活用する。なので、新たに保育士さんを確保するというではなく、あくまでも余裕があれば、余裕がある体制で実施するというもの。

それからもう一つ、一般型というのは、この誰通制度自体、専用で実際の枠を増やす、それから保育士さん等を新たに配置する、この二つがございます。

北区におきましては、特に私立園さんにご協力いただきまして、いわゆる手挙げ方式ということでお願いしてございまして、あくまでも実際の通常の保育運営に支障がないことを前提としまして、その上で、施設側で希望があれば実施いただく。今、実施している園について、令和7年度、2園で行っているというところは、やはり園運営をまず優先して、実際の反映もしていただいた上で余裕がある園について、手を挙げている2園でスタートしたというところ。実際には、現場の保育士さんの負担感というところかというと、例えば、通常の一時預かり保育、そういったところでも、やはり初めて利用されるお子様が泣いてしまう、それで1日が終わってしまう。こちら、もう完全に預かりという形です。ですので、こういったいわゆる一時預かりとか、これまでのノウハウというところも園のほうでは持っていますので、そこも単純に受け入れて、10時間なので、ある程度、継続的ではございます。月10時間も、リピートは可能ですので、今、実際にやっているところでも、二月目、三月目、継続して利用いただくということも、実績に民間の方も増えてございますので、そういう意味では、スタートの最初に受け入れるっていうところでは、さすがにやはり一時預かりと同様に、慣れないお子様を預かるというところでは、大変な部分はあ

るんですが、その体制も、そういった受入れの体制も含めて対応できるというところを前提にご協力いただいて、今、実際に2園で実施しているというところですよ。

ですので、例えば、少し話が長くなって恐縮ですが、面談の、受入れをスタートする面談を実施するんですけども、そういったときにも、やはり一時預かり等の経験を踏まえまして、実際には落ち着いたスペースで時間等もずらして面談をすとか、現場での工夫というところは実施いただいているというところですよ。なので、お子さんの状況等によって、一定程度の、やはり最初は負担感があるのかなというところですよ、そして一時預かりなどの通常の保育のノウハウ、それから影響も勘案しまして、各施設にお願いして実施しているというところですよ、現場の実際の負担感というところについても、最大限配慮した上で、通常の保育、まずこちらを優先いただくというふうにお願いして、実施しているところですよ。

すみません、長くなりましたが以上です。

【会長】

委員、それでよろしいですか。

【委員】

はい、ありがとうございます。ぜひとも保育士さんたちが、やはり過重労働にならずに、しっかりサポートした上で、追加の預かりを依頼していただくという形を取っていただけるといいのかなと思いました。ありがとうございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

【委員】

これは意見ということで、表も分からないところがあるので教えていただきたいという趣旨なんです、通しのページの13ページ、まずは北区全体以降の、この代用計画で、この利用率、利用者数、利用率のところ、2歳児については、令和7年4月の時点では0%、0なんです、翌年度からだ、大体50%を推移していて、ほかの0歳児、1歳児というのは実績に基づいて、実績に基づいてと、いわゆる0歳児は、令和7年度、7年4月は8%が翌年から18%ですと。1歳児に関しては7%だったのが9%で推移するというのでいくと、何となく利用も膨らんでいくのだろうなというところで、大体実績に依拠しているのかなと思ったんですけど、2歳児だけ、ここは0から突然50%近くになっているのが分からなかったの、そこを教えていただきたいという趣旨でお願いできればと思います。

【事務局】

こちらの利用率のところ、令和7年度、それから令和8年度で数値、上積みしているところで、特に2歳児のところ、数が多く、大幅に増えているというところなんです、この考え方ですけど、まず、令和7年度については、冒頭で少し資料でご説明したとおり、

単独で誰でも通園だけをやっている施設の見込みの数です、2園分です、こちらを記載しています。それで令和8年度になりますと、先ほど、東京都の別途の子育て応援モデル事業、これが誰でも通園制度、最初の10時間は誰通の費用が出てというところで、上乗せという話をさせていただきました。

ですので、この8年度以降は、現在、別途実施しています東京都の事業に基づく事業、子育て応援モデル事業、こちらの利用率も8年度以降、この表に加算するというところですので、実際にはこの2歳児が大きく、東京都事業については利用しているというところもございますので、この部分をプラスしたので、大幅に増えているということです。

以上でございます。

【委員】

よく分かりました。ありがとうございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

お伺いしてもよろしいですか。12ページにありますこの代用計画の記載事項の部分なんですが、この書類の全体像を全く分かっておりませんで、一部抜粋なので、私どもの理解が追いついていないんだと思うんですが、こちらに書かれている内容についてです。1号認定及び2号認定への提供体制を継続的に確保することで、乳児等通園支援事業の利用終了後の入園枠の確保に努め、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設運営の円滑な移行を支援する。この書き方ですと、提供体制を継続的に確保することはあくまでも手段であって、その後段のほうが目的のように読めてしましまして、こちらの支援計画、支援事業計画の30ページにありました、この事業概要のところに書かれている事業の趣旨とは変わってきているのかなという気がするんですが、これはこういう記載でよろしいのでしょうか。

【事務局】

こちら、代用計画へ記載する内容の項目、今、お示し、ご説明いただいたページのところ、こちらが、記載事項の上の括弧書きのところ、少し長く書いていますが、この、一体的提供及び云々というところ、この項目自体は国のほうで基本的には定めているというものです。ですので、この代用計画については、実際の子計画と完全に一致というわけではなくて、代用計画を作る場合についてこのような記載をしているというものですので、併せてという形でイメージしていただければなと思っています。

ですので、この記載事項というところは、事業概要というものを書いているというよりは、こういった実際のこの誰でも通園制度で満2歳、3歳未満の制度を活用した方々が、満3歳以上になった際にも、保育園・幼稚園・認定こども園等をしっかりと利用できるよという、そういった趣旨で記載をしているものです。少し分かりにくいところがございますが、以上です。

【会長】

ありがとうございます。このこども誰でも通園制度というもののそもそもの趣旨ですが、これが終わった後どうするというよりは、まずその前にその時代、乳児期自体を大切に、こちらに書いてありますように、園内で子供たちは家庭と異なる経験をするのですとか、あるいは保護者の育児負担の解消、育児負担の軽減を図る、それ自体をまず目的としているはずだと思うんですね。その上で、効果として、結果として、この制度が終わった後の入園枠の確保とか、円滑な移行というものがあるのだらうと思いますので、その辺をお伺いさせていただきました。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

【委員】

先ほど現場の負担感ということに関してご回答いただいたんですけど、そういう業務量に対してだと思んですけど、例えば、外国のルーツがあるお子さんが突然、入ってきたというときに、保育士の対応というのは、負担として、今まで培ったノウハウじゃない部分も必要とされると思んですけど、その辺をどうやって現場をフォローしていくのかというのを、お聞きしたいです。

【事務局】

実際に外国にルーツを持ついろいろな国籍のお子様、言語も含めまして、多様な、実際に保育園におきまして、園差はあるんですが、かなり多くの外国の方が在籍しています。場合によってはほとんどいない園というのは実際はあったりはするんですが、実際にもう本当に、全く今まで外国籍の方、そういったことを保護者、ご家庭、子どもを預かる対応をしたことがないという園はそうそうないかなと思っています。

ですので、実際の現場にいますと、通常の保育園、公立園などにおきましても、やはり言語の壁というのは大きくて、スマホのアプリを活用して実際にやり取りしたりとか、いろいろな工夫はされているところです。

また、そういったハラル食とかそういった宗教食、そういった対応とか、あと、外国籍とは関係ありませんけどアレルギー対応とか、そういったところもかなり今、多様化していますので、ほとんどの園で何かしらそういった対応はしていると認識していますので、そういったところも、あくまでもあくまで、今、実施している園については余裕活用型というところですので、そこもノウハウというところではしっかりと活用いただいているのかなと。

当然、各ご家庭、お子様によって、それぞれ事情がございますので、一律に全く同じ対応とはいかないまでも、そういったものも含めまして、しっかりと対応いただけるというふうに考えていますので、通常の保育、やはり今まで培ったもの、これを発揮いただけるものと認識しています。以上です。

【会長】

委員、それでよろしいですか。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

よろしいですか。それでは、(4) 児童相談所等複合施設開設に向けたスケジュールの見直しについて、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

資料4、通しページ19ページ、児童相談所等複合施設開設に向けたスケジュールの見直しについてをご覧ください。

1、要旨です。

児童相談所等複合施設開設に向けまして、令和6年度中の建設工事着手に向けて準備をしていたところ、昨年、令和6年になりますけども、9月と12月に実施した建築工事について入札不調となりました。また、その後、修正設計を踏まえて臨んだ本年、令和7年6月の入札も不調となったため、今後の開設に向けた方針やスケジュールの見直しを行うものです。

2、現況については記載のとおりです。

3、内容についてです。

(1) 児童相談所等複合施設開設に向けた今後の方針です。

建築工事の入札不調を踏まえまして、建設事業者等へのヒアリングを実施したところ、建設資材の高騰や建設業界全体の技術者不足、さらにはコロナ禍後の急速な工事発注量の増加などの社会状況の変化があること、またそれに伴い、施工難易度の高い工事については、応札を従来行ってきた事業者においても応札を見送る、または判断を先送りにする傾向が高まっていることから、確実な建築工事实施に向けまして、これまでの設計と条件を活用しつつ、施行性に配慮した見直しや建築費の縮減を図るため、改めて設計事業者を選定し、一から設計を行う方針とさせていただきます。

なお、既に契約済みの電気・空気調和・給排水衛生設備工事におきましては、受注者が工事の開始に備え、施工体制等を維持するために要した経費等について、協議等を行った後、契約の解除を行うものとします。

(2) 職員の確保育成についてです。

令和8年度開設に向けまして、新規職員の採用や経験者採用のほか、先行自治体に派遣するなど、職員の確保育成に努めてまいりました。開設時期の遅延を踏まえ、改めて職員の採用、派遣計画については見直しを図ってまいります。

4、今後の本予定です。

現在、詳細のスケジュールについては検討しているところですが、大きく言いますと、令和8年度から再設計に着手、また、令和10年度頃から建設工事に着手し、令和12年度中、複合施設の竣工を目指してまいります。

以上、説明させていただきました。

【会長】

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から何かご意見等いかがでしょうか。
委員、お願いいたします。

【委員】

開設時期が相当遅れるということに驚いています。入札不調には、資材の高騰や人手不足など、あちこちで聞かれる話ではありますが、今回は施工難易度の高い設計も原因の一つということで、建設事業者へのヒアリング実施、これをもっと早くできなかったのかなというふうに思います。

会員の中には、これは税金の無駄遣いであるし、責任の所在を明らかにしてほしいという意見を出している者もいます。5年後とは大分先になるのですが、一刻も早く児童相談所を開設することが必要な状況にはあるわけで、建物の完成を待たずに、空き施設や空き校舎など、一時的にリノベーションするなどして、仮の施設として業務だけでも予定どおりスタートさせてもらえないかという意見を数多くいただいています。

区の予算を使って、区外で既に研修を受けている職員の方たち、手放すのは非常に惜しいので、仮の施設などで採用したまま、現場の案件に対応していただきたいというふうに思います。難しいとは思いますがね。

【事務局】

事務局です。

何件かご質問いただきました。今回は決定というか、先ほどのご意見については、様々あったと思っています。建設事業者のヒアリング等の時期等についても、様々入札の状況等を踏まえまして、入札を実施している時期については、建設事業者とのヒアリング等ができないとか、そのような制約もある中で、今回、様々検討させていただきました。

また、コスト削減など、税金の無駄遣いとか様々な視点でのご批判もあるというところも踏まえまして、時期的には本当はかなり遅くなってしまうというところに関しましては、私どもも本当に申し訳ないとは思っているところですが、今回、様々なことを踏まえまして、現在に至る計画が北区が児童相談所を開設する上では、最も確実に実施できる方法であるというふうに思っているところです。

また、職員の育成確保も含めて、何かほかにも手だてはないのかというところに関しましても、ご意見としては受け止めたいと思っています。そういうことも踏まえまして、この後、残されたというか、今回、時間がかかってしまうというところもありますが、組織としては本当に大きなことだと思っていますので、今後、子どもや保護者への支援をさらに本当に強化するための必要な時期であると捉えまして、児童相談所開設に向けて取り組んでいきたいと思っています。以上です。

【会長】

委員、よろしいですか。

【委員】

いいも悪いもないですね、はい。

【会長】

ほかの委員の皆様は、ご意見等いかがでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。こちらは、今回設計を他のところでもう一回やり直しをすることだと思っておりますが、今回、その施工難易度、もともとの設計だと施工難易度が高くなってしまっていたので、入札不調になってしまいましたという報告だったという感じがしたのですが、今回、新しい設計会社をお願いする際は、何か要望とか要件というんですか、多分、児童相談所だと何か特別な建物の要件もあるのかなと理解しているんですが、要件自体は何か変えるんですか。設計会社を変えることで入札できるようになるというところが、いま一つ分かり切れなくて、教えていただけるとありがたいと思います。

【会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

施工難易度が高いというところも含めての今後の部分ですが、この後、現在どのような形で新たな設計事業者を選んでいくのかについても検討しているところです。その中で、どのように施行性というか、部分も含めて検討していきまして、今、委員のおっしゃっているような、変えたからじゃあすぐに本当に実際の建設がうまくいくのかというところの部分についても、一つ、課題というふうには捉えているところではございます。

明確な答えができなくて大変恐縮ですが、こちらの建築部門の担当する部署とよく協議をしながら、確実に施工できるように現在準備しているというところですよ。

【会長】

委員、いかがですか。

【委員】

分かりました。

【事務局】

北区中でいろいろな工事をやっていて、学校の改築とかリノベーションもかなり行っています。正直言って、今、建築関係の業務は、軒並み厳しい状況です。児童相談所については、施工の難易度、設計が難しいということもありますが、やっぱり大きいのは人手不足のようです。民間さんの工事もすごく多くて、役所の工事に人を割けないというところも大きくあると思っています。なので、設計を見直すことによってもっと簡単な作りになると、手が挙がる事業者さんもいるかもしれない。

ただ、そうするとやっぱりどうしても一から設計をするしかないというところもありますので、ただ、先ほど事務局から話があったとおり、今、北区としての判断は、それをや

ることが最短の道だと考えているところで、所管としても非常に悩んでいますし、教育委員会としても、今、正直、入札不調になっている案件がありますので、なんとかやらせてもらえる事業者さんがいないか、入札が1回終わって、再入札をする前は事業者さんに対して、こちらもヒアリングをして、お金が足りないのか、期間が足りないのか、設計が難し過ぎるのかというのはヒアリングして、都度都度直してやっているというのが実情ですので、そうした手続きを行ってもなお、今回の件についてはどうしてもそここのところが折り合わなかったということでご理解いただければと思います。

【委員】

分かりました。デザインとかそういうところはなるべく、何と言うんでしょう、児童相談所に必要な機能は多分、削れないと思うので、もう一度要件を読み込みつつ、例えば、デザイン性とか削れる部分はもう一回削って、設計からやり直すということと理解しました。

理解、合っていますでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりで結構だと思います。こちらに、今、東京都の東京都児童相談所さんもいらっしゃっていますが、私ども、北区の子どもは北区がやはり守りたいという気持ちを一番に持っていますので、これからもこの準備期間と、いい意味で準備期間と捉えまして、なんとか1日も早く、北区の児童相談所を開設したいと思っています。

【会長】

よろしいでしょうか。ほかの委員の皆様は、ご意見いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次第の3、その他ということで、何かご報告等がありますでしょうか。

委員、まず先にご報告お願いいたします。

【委員】

前回の会議で、小学生が児童館に行って遊ぶことができないのは、とても困ると質問したら、事務局から、児童館に来られなくなるということは一切ないと。子どもセンター、ティーンズセンターになったとしても、引き続きそこに行って使うことができるとお答えいただいて、そのように運営委員会で報告したんですが、いや、それはそうならないよという話が出て、「複数のわくわくひろばの職員さんから、小学生が児童館で遊ぼうとして断られて、わくわくに行くように追い返されたという例を何回も聞いている」と。児童館の職員の方からも、そういうふうに言っているよと聞いたという証言があって、どこの児童館がと聞かれると、そこだけね、職員に注意して終わってしまうとまた困るし、北区中の児童館の職員さんたち全体に、小学生を追い返さないでくれと、そこを徹底していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

前回の会議で、今ご案内のとおり、私のほうから、子どもセンターになったとしても、あるいは今の時点であっても、児童館に小学生は来ていいですよということでやっていますというお答えをさせていただきました。これは全く変わりございません。

ただ、今ご指摘のように、そういった事例があったということで、非常に由々しき事態だというふうに思っています、実は昨日、北区内の全ての館長が集まる会議がありましたので、私のほうから改めて、そのような対応は絶対にしないようにと厳命をさせていただきました。

ですから、今後はこのようなことがないようにやっていきたいというふうに思っています。大変申し訳ございませんでした。

【委員】

納得しました。よかったです。

【会長】

ありがとうございます。その他の部分ですが、ほかに何か。

【委員】

私も1点、報告させていただきたい、あるエピソードをご共有させていただきたいんですが、私の周りには、障害児を育てているようなご家庭がたくさんありまして、その方からお話をいただいた件を共有させていただきます。

今回、お話をされている方は、区内在住のあるお母様から相談を受けました。その方、重度の障害を持つ長男、それで次男、長女、3人お子さんがいらっしゃるんですが、発達障害の疑いが次男と長女の方はあるということで、3人のお子さんの育児に日々奮闘されているというお母さんの話です。

次男と長女について、現状の能力を正確に把握し、今後の通園や養育に役立てるという目的で、児童精神科での検査、児童精神科で現在、今通って、現時点でどのぐらいの能力があるかというのを検査してみましようというお話になったと。ただし、病院で検査を受けるとしたら、自己負担で3万円かかりますということで、なかなか簡単にお二人分を出すというのが難しいということで、区の児童発達支援のほうに電話をして相談を、なんとかこういう状況なので受けられないかというふうに電話をしたところ、既に受給者証を持っていて、療育に通っている方に関しては、検査は受けられませんと。区としてできることは、心理士さんと相談してもらおう。心理士さんのお話を聞いていただくということしかできませんということでした。

ただし、もうそのお子さんたち2人とも受給者証を取得して、民間の療育に通われていて、ある程度半年や1年というふうに通っていて、よくその子どもたちのことを知っている先生方がいる中で、検査は行いません、心理士さんとお話だけいいですよというふうに言われても、そのお母さんにとっては、心理士さんとお話しさせてもらおうということは、

あまり現時点で望まれていることではないですね。

なぜ、受給者証を持っている子に対しては検査をしてあげられないのか。そのお母様の希望としては、子どもの現在値をより明確に知ること、療育や保育園の先生方と連携をして、より効率的によりよい支援をするために、区のほうに相談をしたということだったんですが、なかなか区のほうからは、もう駄目です、ルールとしてできませんと断られてしまって、じゃあ、やっぱりもう自費でやるしかないのかなというところを悩まれているというお話がありました。

なかなかお金のかかることなので、区のほうでも、やりたいということに対して、誰でも受け入れられるというのは難しいのかもしれないですが、3人障害の疑いがあるというご家庭に対して何の支援もできないというのが、本当に児童発達支援になっているのか、その現状と理想のギャップといいますか、そういうところについて、ぜひお話を、ご意見をお伺いしたいなというふうに思いました。そのお母様もとても困っていて、解決策が私も伝えてあげられなくてかわいそうだったんですが、ぜひこういう機会がある私はお伝えする機会があるので伝えておきますということで、今、お話をしています。ぜひ、お話をお聞かせください。

【会長】

事務局、お願いいたします。

【事務局】

児童発達支援センターではまずは初回相談で心理士などが話を聞かせていただいて、その先どうしていこうというのを相談していく流れをとっていますので、具体的にどういった説明をこちらからさせていただいたかは分からないですが、一旦は、まず心理士と話をさせていただいて、その先、保護者の方とお子さんはどうしたいのだとかというのを聞いた上で、どういった方向で支援を考えていくかという形でやらせていただいています。詳しいところが分かっていないのではっきりしたお答えが申し上げられないですが、基本的な流れとしては、そのような形でやらせていただいているというところが現状です。

【委員】

ありがとうございます。そのお母様からは、お電話をして、現在、受給者証を受領して、民間の療育に通っていますと。ただし、療育機関では、そこは病院ではないですし、心理士さんが必ずいるわけでもないので検査ができないので、現時点での子どもの能力というのを測ることができません。なので、より効率的に、よりよい形での支援をするために、現時点での能力を知りたいというので、先ほども申しましたが病院、民間の普通の病院だと自費で検査をしなければいけないところ、簡単にできるものではありませんので、区のほうに相談したところ、受給者証を持っている方は、もう民間の心理士さんの方と相談をして進めてくださいと。なので、ご希望に添った形で検査をすることはできませんという形でおっしゃっていました。このようなケースでも、検査というのはしないという方針なんですか。受給者証を持っていたら検査をしないという、その論理が、そのお母さんは分からないというふうにおっしゃっていました。

【会長】

お願いいたします。

【事務局】

受給者証を持っているとしても、基本的には計画相談等でモニタリング等をして、その中で、検査をしたほうがという話にはなってくることもあるかとは思いますが、

今回のケースについては、具体的に今、お話をいただいたところでしか分からないですが、やはり一度、心理士と面談をしていただいたうえで、児童発達支援センターの中でもまかせていただいて、次のご提案をしていく流れになると思いますので、そのような形でお答えをさせていただいたと考えておりますが、お答えがうまく伝わらなかったということがあるのかもしれないと考えています。

【委員】

受給者証を持っているということは、既に支援が必要な方だというふうに認定されているわけで、心理士さんともう一回、また一から話をしてということを経ないと、支援というのは受けられないという、そういうふうにお伝えすればよろしいでしょうか。

【会長】

お願いいたします。

【事務局】

児童発達支援センターは、そのお子さんが健やかに育っていくために、保護者の方々といろいろ相談しながらお子さんの発達に必要な支援につなげていくという組織でございます。そういった意味でも、検査が受けたいから、検査を行うという検査機関ではないので、先ほどから申し上げておおり、一旦、やはり心理士にお話しいただいて、そこで今後どうしていこうかということをお話させていただきながら、その中の手段の一つとして、検査があると考えてございます。

【委員】

承知しました。それではそのお母様のほうには、まずは相談をしていただいて、そこでまた、次のご提案がきつとあるんじゃないかとお伝えするようにいたします。

【会長】

ありがとうございました。

今、3、その他の部分ですが、ほかに何かありますでしょうか。

【会長】

はい、お願いいたします。

【事務局】

お時間をいただきましてありがとうございます。チラシのほうを配らせていただいています、もう一つの卒業式というもののPRです。こちらですが、ちょうど水色になっている部分を少しご紹介させていただきます。

北区教育委員会では、不登校など様々な理由で小・中学校の卒業式に参加できなかった方へ、もう一つの卒業式を実施いたしますということで、こちらが新たな出発の機会になればという気持ちを込めまして企画いたしました。

実際は、ワークショップというものが1月24日、そして本番に当たるものがもう一つの卒業式、2月7日という2日間構成になっています。

こちらなんです、裏面をご覧ください。

教育長のほうからメッセージを載せさせていただいてまして、ちょうど教育長の言葉をお借りしますと、3行目です。卒業とは、単に学校の課程を終えることだけではありません。それは過去を振り返り、受け止め、そして未来へと踏み出すための大切な心の節目であると私たちは考えていますということです。そしてもう一つ、下のほう、下から5行目辺りなのですが、このもう一つの卒業式は、形式にとらわれることなく、一人一人がご自身の心の卒業を迎えられるよう、ささやかではありますがこの機会を提供するものですということです。

実際、教育総合相談センターで不登校の対応をしていますが、通常は義務教育の学校のお子さんになりますので、中学校までの方が非常に多い段階です。こちらの対象になる方なんです、中学校、義務教育を卒業した年齢以上の、上限、上の方たちを対象にしていますので、なかなかどんな方にPRするとお集まりいただけるかということで、なかなか事務局としても四苦八苦しているところです。

本当に上限がありませんので、このイラストのように、本当に年配の方から、高校生から、いろいろな方がお見えになるのではないかとというふうに思っているところです。

実際、周知も少しできればと思ひまして、いわゆる引きこもりのような状態になっている、少し年齢の高い方などの参加もお待ちしたいというふうに思っているところです。

もし、皆さんの近くに、こういったことにご興味が出ている方がいらっしゃいましたら、ぜひPRのほう、ご協力をお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。今、このもう一つの卒業式のご案内についてご説明いただきました。ほかに何か報告等ありますでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】

報告ではなくて、この事業についての質問にはなってしまうんですけど、対象として、①と②、どちらも参加できるということが条件になっているというのが、心理的なハードルに、一つなるのではないかとということ、時間が、1回目は午後2時からなのに対して、2回目は午前9時、式典は10時からですけども、時間のずれによって参加がしにくかったりとかというのが存在するのではないかと感じたんですけど、その辺で、このイベントを

策定したきっかけというのを、分かればお答えいただければうれしいです。

【会長】

お願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。2回制にしたというところは、やはり卒業式自体に出席をするということだけではなくて、こちらに参加しようと思った何かきっかけですとか、気持ちというものを、少し皆さんと共有して、そして分かち合いながら、皆さんと一緒に作り上げていけたらいいのではないかということを考えまして、一応、やはり本番だけではなくて、ワークショップという形で、そこで交流をしたりとか、それからあと、実際、卒業式の前だと、いろいろ生徒さんで体験の活動をしたりということもあると思いますので、そういった活動を大切にできたらということで、2日制になってまいりました。

そして時間がずれてしまったというところでは、会場の関係が一番大きいです。実は、不登校の方は、朝、とても苦手だということもありましたので、実際、午後に計画していたのですが、会場の都合でどうしてもこういった形になりました。

ですが本番、もう一つの卒業式が終わった後に、懇親会ですとか、そういったものも午後から企画していますので、式が終わってからのセレモニーということで、午後も開催する予定です。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかに何か報告等ありますでしょうか。

よろしいですか。よろしいでしょうか。

それでは、これで令和7年度第3回北区子ども・子育て会議を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。